

第四十八回国会 法律 務 委員 会 議 録 第 七 号

昭和四十年二月二十三日(火曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 加藤 精三君

理事 上村千一郎君 理事 大竹 太郎君

理事 小金 義照君 理事 小島 徹三君

理事 田村 良平君 理事 細迫 兼光君

理事 横山 利秋君 理事 四宮 久吉君

理事 唐澤 俊樹君 理事 地崎宇三郎君

理事 砂田 重民君 理事 西岡 武夫君

理事 中垣 國男君 理事 渡辺 栄一君

理事 濱野 清吾君 理事 玉置 一徳君

理事 長谷川正三君 志賀 義雄君

出席國務大臣

法務 大臣 高橋 等君

出席府委員

(大臣官房司法 監野 宜慶君)

法制調査部長)

委員外の出席者

判(最高裁判所事 寺田 治郎君)

判(最高裁判所事 守田 直君)

判(最高裁判所事 菅野 啓蔵君)

判(最高裁判所事 専 門 員 高橋 勝好君)

判(最高裁判所事 菅野 啓蔵君)

判(最高裁判所事 菅野 啓蔵君)

判(最高裁判所事 菅野 啓蔵君)

判(最高裁判所事 菅野 啓蔵君)

判(最高裁判所事 菅野 啓蔵君)

判(最高裁判所事 菅野 啓蔵君)

判(最高裁判所事 菅野 啓蔵君)

判(最高裁判所事 菅野 啓蔵君)

判(最高裁判所事 菅野 啓蔵君)

判(最高裁判所事 菅野 啓蔵君)

判(最高裁判所事 菅野 啓蔵君)

判(最高裁判所事 菅野 啓蔵君)

判(最高裁判所事 菅野 啓蔵君)

判(最高裁判所事 菅野 啓蔵君)

判(最高裁判所事 菅野 啓蔵君)

判(最高裁判所事 菅野 啓蔵君)

判(最高裁判所事 菅野 啓蔵君)

判(最高裁判所事 菅野 啓蔵君)

判(最高裁判所事 菅野 啓蔵君)

同日 委員高田富之君、中井徳次郎君及び中澤茂一君

辞任につき、その補欠として神近市子君、長谷

川正三君及び片島港君が議長の指名で委員に選

任された。

同日 委員高田富之君、中井徳次郎君、早川崇君、前

委員賀屋興宣君、羽田武嗣郎君、西岡武夫君、

尾繁三郎君、片島港君及び西村榮一君辞任につ

き、その補欠として西岡武夫君、渡辺栄一君、

砂田重民君、地崎宇三郎君、田中織之進君及び

玉置一徳君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員砂田重民君、地崎宇三郎君、西岡武夫君、

渡辺栄一君及び玉置一徳君辞任につき、その補

欠として早川崇君、前尾繁三郎君、賀屋興宣

君、羽田武嗣郎君及び西村榮一君が議長の指名

で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内

閣提出第一二二号)

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第六四号)

○加藤委員長 これより会議を開きます。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議

題といたします。

これに対する質疑は去る十八日終了いたしましたお

りです。

これより討論に入る順序であります。別に討

論の申し出もございませんので、直ちに採決いた

します。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に賛

成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立総員。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

○加藤委員長 本案に対し自由民主党及び日本社

会党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動

議が提出されております。

この際、本動議について提出者の趣旨弁明を求

めます。横山利秋君。

○横山委員 まず附帯決議の案を朗読いたします。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議

裁判所関係の定員と欠員等充員の状況は、裁判

の適正なる審理及び迅速化の上に於て不充分と認

められる。その主たる原因は、裁判所予算の不足

にあるものと思料する。

よつて政府は、裁判官その他の裁判所職員の増

員と充員、その待遇の改善並びにこれに伴う諸施

設の整備をはかるために、将来必要な予算的措置

について格段の努力と工夫をすることを強く要望

する。

右決議する。

若干御説明を申し上げたいと思料します。

本文は与野党の一致した集成であります。こ

の附帯決議を審議するに際しまして、強く指摘を

されましたことは、この文章でも不十分ならい、

今日の裁判の遅延、充員の不足等については全く

われわれとしては遺憾な状況であると意見が出て

おつたわけでありませぬ。この職員定員法の審議に

際しまして各委員から述べられました諸点につき

まして、特に政府並びに最高裁におきましては十

分に今後の姿勢から、努力から、あらゆる点で十

全を尽くされることを要望してやみませぬ。これ

は一に私どもの要望であり、今日の日本における

司法制度の欠陥を補うものでありますから、重ね

て附帯決議の尊重並びに実施に万全を期せられる

ように強く要望する次第であります。

○加藤委員長 これにて趣旨説明は終わりました。

本動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立総員。よって、本動議は可決

されました。

ただいま可決されました附帯決議について政府

の所信を求めます。高橋法務大臣。

○高橋(等)國務大臣 ただいまの決議につきましては、

政府におきましても御趣旨に沿ひまして十分

なる努力をいたして、その実現を期したいと考

えております。

○加藤委員長 次に御はかりいたします。

ただいま可決されました本案に対する委員会

報告書の作成につきましては、委員長に御一任を

願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と仰ふ者あり

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○加藤委員長 次に、訴訟費用等臨時措置法等の

一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求の件についておはかり

いたします。

理事会の申し合わせによりまして、ただいま審

査中の本法律案について参考人の出頭を求め、そ

の意見を聴取することとし、日時、人選等は委員

長に御一任を願いたいと存じますが、御異議あり

ませぬか。

〔異議なし〕と仰ふ者あり

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

二月二十二日

委員片島港君、神近市子君及び長谷川正三君辞

任につき、その補欠として中澤茂一君、高田富

之君及び中井徳次郎君が議長の名で委員に選

任された。

第一類第三号

法務委員会議録第七号

昭和四十年二月二十三日

(三三三)

質疑の通告がありますので、これを許します。  
上村千一郎君。

○上村委員 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案につきまして、若干の質問をいたしたいと思ひます。

今回の改正は、訴訟費用等臨時措置法の規定による執行吏の手数料及び書記料を増額する点と、一般公務員に準じて執行吏の受ける恩給の年額を増額しようとする点にあり、この点につきましては、私としましては、この点に過ぎないと思ひます。と申しますのは、三十八回国会の当委員会におきまして改正が審議されたことがございます。その際に、三党共同提案によりまして、その附帯決議がなされた。その中で手数料の増額ということがあつた。その中で、執行吏の賃金に立ち、また附帯決議の点に触れた立場に立つたものと記憶いたしておりますが、執行吏の仕事というものは、民事の事件といたしましては、最終の成果と申しますか、法的な効果が実現する最終段階であります。いかに名判決が行なわれても、その執行が適正でない場合におきましては、真に国民の権利というものは保護されない。してみますれば非常に重要な点である。しかしながら、いわば法の実現の最終過程にある場合、実情としましては、なかなか困難な、また人情的な点におきましては、非常に苦しい立場に執行吏が置かれるという場合も多い。こういう点から考えますと、執行吏に対するところの処遇というものは、十分なる考えをいたさなければならぬという趣旨の質問をいたしたかと思ひます。この処遇改善の一つの手段といたしまして、手数料の増額というものが考えられる。これはきわめて時宜に適したものだ、こういうふうには思ひます。が、その際、その手数料の増額というだけでなくて、執行制度の根本的改善を要する、というようなこともまた附帯決議の中に入つておるわけでありまして、現在の執行制度というものにつきましては、相当いろいろと論議される点もあるし、改善を要すべき

点も多々あるというふうに思われるのでございませう。そういう意味で執行制度の根本的な改善というものについて御検討を賜りたい、そして国民の期待に沿うような執行制度の完全を期したいというふうな考え方で附帯決議がなされておるといふふうに記憶をいたしております。

それで、まず本件の手数料あるいは書記料の増額あるいは恩給関係の年額の増額というふうな問題に入るに先立ちまして、執行制度の改善についてその後どのような御検討がなされ、またどのような程度までその検討が進んでおるかということにつきましてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○高橋(等)国務大臣 お答え申し上げます。執行吏の制度につきましては、長年の懸案といたしまして、本委員会におきましてもたびたびの御要望がございませう。また法務省におきましても、その必要性を痛感いたしております。少し古い話ですが、昭和二十九年に法制審議会に對しまして、執行吏制度を改善する必要があるとすればその要項を示されたいという大臣としての諮問を發せました。法制審議会の強制執行制度部会で審議を行なつた。結局、現行の執行吏制度を廢して、有給の国家公務員である執行官の制度に改めることが適當であるという基本方針について意見が一致をいたしました。それについてさらに細部にわたる検討を行ないました。一部の委員と幹事で組織しての強制執行制度改正準備会というものを開きまして、これは現在も熱心に検討を續けてまいつておるのでございませうが、何ぶんにも法制上の運用上の問題がきわめて広範多岐にわたります。いまだに作業を進めておる状況でございませう。なかなか問題が多くて、実はまとめるのに苦慮いたしておるといふのが真の実情でございませう。なお、この法制上の運用上の問題がきわめて多い、どういふ点が多いのかというふうな点につきましても、政府委員からこの機会に御説明をいたしておきたいと思ひます。

○鹽野政府委員 ただいま法務大臣から御答弁の

ございましたとおり、執行吏制度の問題につきましては、相前から政府におきまして検討を重ねておるところでございませうが、法制上、運用上いろいろむずかしい問題が含まれておりますので、現在なお引き続き検討中という段階でございませう。

現在問題になっております要点の二、三を御説明申し上げます。その点の一つは、執行吏を純粹の国家公務員である執行官というふうな制度に切りかえます場合に、その執行官の地位、格づけとか任用というものをどういふふうな規定していったらいいかということが一つの問題でございませう。それから、どういふふうな執行官制度に付与する権限をどの程度のものにするか、さらにはまたどういふ執行官制度の組織をどういふふうな構成していくか、さらにはまた執行官の処分に対する不服申立ての方法をどうするかというふうないろいろのむずかしい問題がございませう。

さらにはまたどういふふうな執行官制度をつくりあげますか、これに伴ひまして執行の手続法の面にも手当てをいたさなければならぬ問題が生じてくると思われませうので、あわせてこれらの面も現在検討中でございます。

○上村委員 執行吏制度につきましては問題点も非常に多いし、御苦心のほどよくわかりませうが、それかといひましても、現在の執行制度につきましても、非常に注視の的になつておる重要な問題の一つかと思ひます。それで、これを検討するわけにございませう、どのくらいかかると存じますか、この一応の決が出てくるのか、このお見通しにつきましてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

と存じております。ただ、この問題は、ただいまのお話にもございましたように、長年の制度を一挙に純粹の国家公務員に切りかえるということになりますと、非常に大きな問題でございませうので、先ほど大臣の申し上げましたように、なお若干の日数を要するといふふうにお答え申し上げます。

なお、新しく出てまいりました問題といたしまして、昨年臨時司法制度調査会が司法制度に関する種々の意見を提出したわけでございませうが、その中に御承知のとおり、簡易裁判所の事務管轄を擴張することが相当だといふ意見が出ておるわけでございます。はたしてどの程度まで簡易裁判所の事務管轄を擴張するのが相当かということにつきましては、非常にむずかしい問題がございませう。

これは民事につきましても、刑事につきましても、いろいろの問題がございませうので、その点につきまして、またいま慎重に検討中でございますが、その問題と関連いたしまして、強制執行の關係をどう新しくあらわされてきたわけでございます。そこで、事務管轄の擴張の問題にからまされて、この執行關係の問題もあわせて検討する必要があると思ひましたので、そういう新しく出てきた問題についても、またいま検討いたしている次第でございませう。

それから、さらによいよいうふうな新しい制度を採用するということになりますと、はたして制度全部純粹の国家公務員に切りかえるという場合に、全国的にどれほどの公務員の数が必要であるかということが非常に重要な問題として浮んでくるわけでございます。御承知のとおり、現在は執行吏の数は約三百三十名でございませう。これを純粹の国家公務員の手で強制執行すべてをまかなうという場合に、これがどの程度の事務量があらなうか、どの程度の職員数で完全に円滑にまかなうことができるかという問題につきましても、あわせて検討している次第でございませう。昨年九月ごろから最高裁判所と協力いたしまして、執

行吏の実際の事務量というより、なものを実態調査したし、その資料に基づき、切りかえの場合の準備措置というより、なこともあわせて現在検討している次第でございます。

○上村委員 いまの段階におきまして、いつごろと明白にちよつとお答えができませんので、いろいろ重要な諸問題を含んでおられますが、無理もないと思ひますが、当委員会ではたびたびこの問題が取り上げられておるわけでございますので、ひとつできるだけ早い時期にお考えをまとめられまして、これが処置を遂行されることを御要望申し上げたいと思ひます。

次に、この執行吏等手続規則第十四条により、執行吏は、執行行為をするにつき必要があるときは、適當と認める者を使用することができる。といふ、いわゆる補助者制度を設けております。この補助者を使つておる実際の状態というものにつきまして、ひとつお尋ねをしておきたいと思ひます。

○菅野最高裁判所長官代理者 ただいまの点についてお答え申し上げます。

執行吏等手続規則第十四条により、執行吏が執行を行なうに際して、たとえは明け渡し、執行といふ点になり、補助者を用いませんでその執行を行なうといふことはたいへん困難を伴うこととございます。そこで、実情をいたしまして、いわゆる執行屋と称せられておる人が、この執行の際に人夫などを連れてまいりまして、執行をやつておるといふ実情がございまして、これは、本来ならば執行吏手続規則にありままする夫役の人夫を使つてやるのが成規な方法かと思われましても、執行吏がそういう人々を直接に雇ふといふことがなかなか困難、と申しますのは、明け渡しとか家を取りこわす、いわゆる取去の執行でございますが、普通のしろとの人夫がなかなかおいて、それと、そういう仕事をやりたがらない、そういうことがございまして、そういうものを専門とする、いわゆる執行屋といふものが半ば職業的にできておる。そういう人たちが、そ

う際にとかく世間の誤解を招いておるといふ事実は存じておられますけれども、先ほど来申したように、そういう執行の場面において人夫をなかなかに雇ひにくいといふ実情から、そういう人たちが実際に職業的にできておるといふ面があるのでございます。

○上村委員 私がなせこの点を質問したかということですが、申しますのは、執行吏等手続規則第十四条により、執行吏が「適當と認める者を使用することができる」といふ規定になっている。ところが、現実においては、いま御答弁のように執行吏のほうでやるのではなくて、債権者のほうにまかせておくと、実際上は振り回されておる。厳正な執行をやつていく際におきまして、いわばいろいろな分子がそこに介入して、くるころがある。こういう点は、もつと執行吏の処遇なり権限なりを拡大させて、いろいろと執行の実情におきまして、とかくの批判を受けるような状態のないうちにしなければならぬ。規則はできておるけれども、実情がそれに伴っていないといふのは、結局処遇の問題とあるいはその実情の問題につきましまして、もつと執行吏が十分その責任のもとに動けるような体制を早くつくつておく必要があるのではないか、こういう意味で質問をしたわけでございますが、どういふお考えか、ひとつあらためてお尋ねしておきたい。

○菅野最高裁判所長官代理者 本来ならば、この執行といふものは国家機関でもって全部完成できる体制にすべきであらうと思つておられます。したが、いま、執行吏は、人夫などを雇はなくても自分の補助者として、いろいろ機関があれば最もよい方法であらうかと思つておられますけれども、そこまでは無理だといつても、執行吏の手数料が上げられ、それが執行に適當な人々を集めるという手段をとることが、いふよりも容易になるかと思つておられます。そういう点では、執行吏の手数料などをいふよりも少し上げると

いうことも考えられますけれども、しかし、何と申しましても、手数料といふものは、当事者にはね返つてくる金でありまして、私どもは、一方において執行を完全にするために、あるいは国の予算で完全な執行の補助者といふものを準備できるように体制にしたい。しかし、それが無理であるとして、執行吏の手数料といふものを、もつと大幅に上げたといふふうにも考えられるわけでございますけれども、ただいま申したように、その手数料といふものは、また当事者にはね返つてくる問題でもあるといふ点を考えますと、まあ不完全ではございまして、執行吏の制度といふものは、執行制度といふものを根本的に改善した後に、後には、そういう職業的な人夫のように入りに、執行といふものを根本的にやめてしまつた、こゝろ思ひますけれども、ただいま申した現状のものにおいては、ある程度、こゝろいふ人がおるといふことはやむを得ないのではないか、かように思つておられます。

○上村委員 やむを得ないといふようなことは、なつておられますけれども、これはよくこの点の実情を承知されないと、いかなる名判決が下つても、國民の権利が十分に確保されない。要するに、画龍点睛を欠くといふ実情になるのであるから、私は相當御注意されて、そつして、いま御検討されておるのだから、真剣に、そつして、御検討されていくことを希望しておきたいと思ひます。

次に執行吏の代理制度といふものがある。それは現在どのくらいおるか、そつしてその資格それから選任方法、待遇といふようなものにつきましまして、簡単に、こゝろでございまして、からお答えを願つたいと思ひます。

○菅野最高裁判所長官代理者 まず執行吏代理の任用資格といふ点についてお答え申し上げます。執行吏等規則第十一条に定められたところにより、任用資格は執行吏の登用試験に及第した者、あるいは執行吏の職務修習者であつて三ヶ月以上その職務を修習した者、あるいは裁判所書記官の登用試験に及第した者、あるいは区裁判所地

方裁判所において臨時執行吏の職務を行なうに適當と認められた者、といふものが任用の資格でございます。が、実情をいたしまして、この第四の裁判所が適當と認められた者といふ者が多くその職務に携わつておるのでございまして。

そこで執行吏代理といふものの法律上の地位と申しますか、執行法上の地位といふものについて申し上げますと、執行吏代理は執行吏が自己の責任において使つておる者でございます。執行吏代理の行為といふものは、執行法上の執行吏の行為にほかならないのでございまして、そのやりましたところは執行吏の行為とみなされるわけでございます。かような執行吏の人数は本年の一月一日現在におきまして二百七十三名、約執行吏と同数ですが、これをややつた数だけおられます。この執行吏代理がどういふ処遇を受けておるかといふ点について申し上げますと、執行吏等規則第十七条によりまして、執行吏代理は執行吏の手数料規則に定められた手数料の十分の三以上の額を受けるといふことになっておられますが、これはこの執行吏代理を使つておられます執行吏と執行吏代理との間の契約関係と申します。執行吏代理といふことで規則上の最低のきめは十分の三でございますが、それ以上どのくらいになるかといふことは、全国で各執行吏役場の実情によつて非常にまちまちであります。したがつて、執行吏代理が現実どの程度の月々の収入があるかといふ実情については、これが全国的にまちまちであるといふふうに申し上げるよりしかたがないかと思つておられます。

以上をもちまして、ただいまの御質問にお答えをいたします。

○上村委員 執行吏代理による行為、これは執行吏の行為と見なされる。そつしますと、執行吏代理による損害の賠償責任は、国家賠償法の適用を受けるのかどうか、この点をひとつお尋ねしておきます。

○菅野最高裁判所長官代理者 執行吏代理の行為は執行吏の行為と見なされますので、国家賠償

法の適用を受けて、執行吏代理による違法行為につきましても、国はその賠償責任を負わなければならぬことになっております。

○上村委員 私のお尋ねすることにつきまして、法的な処置ですから、時間もありませんから簡単に結論だけひとつおっしゃっていただきますればいいかと思っております。

私がなぜこういう点を質問するかといいますが、執行吏代理というものを執行吏が使っている。そして相当大きな責任を持っている。そうしますと、執行吏代理の処遇というものにつきまして、結局執行吏が責任を持っていくものかどうか。要するに執行吏が執行吏代理の処遇なりをしていく、そうすると、よほど執行吏の処遇というものをよくしないと、私はその所期の目的を達し得ないのではないかというふうに思うわけで質問をしておるわけです。それで、この執行吏の代理の処遇というものは、いまの御答弁によりますと、各地まわちであるということ、結論的にいえば各執行吏がその責任を持っておると思うのです。そうすると、よほど執行吏の処遇というものをよくしておかないと、執行吏代理というもののいわば良質な人を雇い入れるということがなかなかむずかしくなってくるのではないかと。こういう意味から考へて、現実の場合、各執行吏は執行吏代理を置いておる。そして自己の責任のもとにそれを雇っておる。そうしなければ要するに執行事件の処置が円滑にはかられていないという実情にある。こういうことを考慮しながら、一体今回の執行吏の処遇、手数料なりあるいは書記料なりの値上げというものをやったのであるかどうか、この点をお尋ねしておきます。

○菅野最高裁判所長官代理者 執行吏代理の責任というものは、すなわち執行吏の責任である。これは国の賠償責任になるものでありますから、執行吏代理の職務上の責任というものは重大であるということはお説のとおりであります。執行吏代理がどういふ執行に使われているかという実情を見ますと、これはおにも送達等の仕事であります。

て、むずかしい困難な、執行吏のなす執行行為なす場合は、これはないわけではございませんけれども、比較的少ないのでございます。したがって、執行吏代理が国家賠償責任を負わなければならぬというふうな、いわゆる国家賠償事件になつたというふうな事件も、二十九年以来数件にすぎないのでございまして、いまの御質問で御心配になりましたらうな点は、もしそういう事態がたびたび起こることになりますれば、われわれとしても真剣に——いまでも真剣でないというわけではございませんけれども、より真剣に考へなければならぬ事態になるのではないかと思っています。

○上村委員 執行吏代理の権限はどの範囲なんでしょう。菅野最高裁判所長官代理者 それは執行吏と同じです。

○上村委員 そうすると、執行吏の代理というものの権限が執行吏と同じ権限だ。いま現実には送達だけだ。けれども、どんなことでもできるでしょう、執行吏の権限までは。執行吏の権限というものは送達だけじゃない。送達というものは事務的な問題ですが、その他のある程度の自己判断をして責任のもとに遂行していくというものがあつたのです。それができるといふ範囲、それが執行吏代理であります。だから、ぼくはそういうことを考へて執行吏代理の処遇を考へていっておるのかどうか。現実には執行吏代理は送達だけやっておるのだから、裏返して見れば、たいした人でなくても執行吏代理がつとまるといふふうなふうな聞き取れるけれども、実際は執行吏代理というものは執行吏と同じ権限を持っておる。その権限がやれるというところになるけれども、ちょっと私には変なような、お答えになつておるのか、なつておらないのかわからないからお尋ねするのであります。

○菅野最高裁判所長官代理者 執行吏代理は、先ほど申しましたとおり、執行吏と同じ権限を持ち得るものであります。現実におきまして執行吏が、

これを自分の代理といたしまして執行権限を委任する場合におきましては、その範囲を限定していくことができるわけでありまして。したがって、非常に大きな権限を与えようというふうな執行吏代理を執行吏が使うというふうな場合には、これは気がつけて人を雇うのではないかと、こう思うのであります。

○上村委員 どうも、いまここでいろいろこのことと時間を費やそうとは思いませんけれども、執行吏代理に相当な重要な権限を与えるならば——どの程度にするかはそのときの委任でございまして、この程度にするけれども、その委任をするのは執行吏がおっしゃるけれども、その委任をするのは執行吏がするのでしよう。執行吏代理というものは委任をする場合には、国の方針として送達事務しか委任ができませんかというふうにするのじゃないでしょうか。その執行吏がきめるわけだから、執行吏は自己の権限の範囲まできめ得るわけですから、そうすると、相当大きな重要な立場に執行吏代理がなる。その代理は良質な者を選ぶということにもなつてくるんだから、そうすると、その処遇の問題が執行吏にある以上は、執行吏代理の処遇というものも相当大幅に考へていらないと、結局、執行の状態において有為な人材を吸収するわけにはいかないのではないか。だから、そういう御配慮をされて、そして今回の処遇改善がなされておるのかどうかということだけを御尋ねをしたわけでございますけれども、どうも堂々めぐりのようでございますので、この程度にしておきます。

次に、最近——といつてもだいたい前ですが、執行吏の合同役場制度というものができてきた。これはどういふいきさつでできてきたか、どういふ必要があつて合同役場というものができてきたのか、現状はどういふことを簡単に御尋ねをいたしたい。

○菅野最高裁判所長官代理者 執行吏役場の合同の問題につきましては、これは明治時代から論議がなされておつたのでございまして。合同役場がよいか、個人の役場がよいかという点につきましても、これは合同役場の利点もあるし、それから個人役場の利点もある。と申しますのは、合同役場ならば、役場の経費というふうなものが合同をやることによって節約できるという面がございまして、それから個人個人がばらばらに執行をすることによって執行が二重になるといふような危険性もなくなるわけですから、個人役場の利点と申しますれば、何と申しましても、やはりお互いの競争によって執行の能率を上げていくというふうな面があるわけでございます。しかし、この利害得失について、明治以来、大正時代を通じていろいろ議論があつたところでございますけれども、結局において、やはり合同役場の利点が認められて、昭和二十八年の執行吏事務処理規則によりまして、なるべく合同役場をつくれというふうにいたしましたわけでございます。今日の実情から申しますと、大都市はもちろん、中小都市におきましても、大体において合同役場の制度がとられておる。ただ、しかしながら、合同役場と申しましても、その形態はそのニュアンスがいろいろあるようでありまして、全く収支を共同にして、完全なところはございませんけれども、執行吏が合同役場の俸給制度みたいになつておつて、多少それに歩合を加味するといふような比較的全然な合同役場、たとえば東京の執行吏役場のごときものと、それから大阪では、これは事務所が共通である、受付手続は共通であるといふような点では合同役場でありますけれども、その手数料の収入は個人個人が別会計といふような、合同役場の形をとりながらも、その実態はやや個人役場に近いといふようなニュアンスの違いはあるようでございます。

○上村委員 私が質問をする問題点はたくさんあるのでございまして、できるだけだけ要点を限つて質問をしていく、これは法案の審議に関連して質問しておるのでございまして。なぜこういう点を質問するかといふことは、合同役場というものができてくる過程は、結局、執行吏の処遇というものがなかなか十分でない。だから、その処遇が不十分のために、みんな相寄つて何とかこれを切り抜けるために合同役場というものが発達して

人役場の利点もある。と申しますのは、合同役場ならば、役場の経費というふうなものが合同をやることによって節約できるという面がございまして、それから個人個人がばらばらに執行をすることによって執行が二重になるといふような危険性もなくなるわけですから、個人役場の利点と申しますれば、何と申しましても、やはりお互いの競争によって執行の能率を上げていくというふうな面があるわけでございます。しかし、この利害得失について、明治以来、大正時代を通じていろいろ議論があつたところでございますけれども、結局において、やはり合同役場の利点が認められて、昭和二十八年の執行吏事務処理規則によりまして、なるべく合同役場をつくれというふうにいたしましたわけでございます。今日の実情から申しますと、大都市はもちろん、中小都市におきましても、大体において合同役場の制度がとられておる。ただ、しかしながら、合同役場と申しましても、その形態はそのニュアンスがいろいろあるようでありまして、全く収支を共同にして、完全なところはございませんけれども、執行吏が合同役場の俸給制度みたいになつておつて、多少それに歩合を加味するといふような比較的全然な合同役場、たとえば東京の執行吏役場のごときものと、それから大阪では、これは事務所が共通である、受付手続は共通であるといふような点では合同役場でありますけれども、その手数料の収入は個人個人が別会計といふような、合同役場の形をとりながらも、その実態はやや個人役場に近いといふようなニュアンスの違いはあるようでございます。

○菅野最高裁判所長官代理者 執行吏代理は、先ほど申しましたとおり、執行吏と同じ権限を持ち得るものであります。現実におきまして執行吏が、

いったのかどうか、あるいはそれでなくて、執行というものがむしろ合同役場のほうが適正にいく... 貴族院において発達していったのかどうか、... 貴族院にお尋ねをしてお尋ねをしてお尋ねを... 貴族院にお尋ねをしてお尋ねを... 貴族院にお尋ねを...

○上村委員 次に、執行吏の手数料の改定、恩給の改定というふうな、御提案になっておりますところの法案の点につきましてお尋ねをさせていただきます。

今回の改正によりまして、執行吏の収入は全体として三割五分増加した。それが三割五分というふうに出ておるのはどういふ意味か、その増加率を三割五分とした理由、この点につきまして簡単に御答えを賜りたい。

○鹽野政府委員 今回の執行吏の手数料の増額率は三割五分というふうに申し上げてございませうが、御承知のとおり、今回の増額の割合は各執行行為ごとに一律ではないのでございまして、先般お手元に法律案の参考資料を差し上げてございませうが、その中の一ページに一覧表を入れてございまして、これをごらんになりますと、現行額と改正の額が対照してございませう。その各執行行為の手数料の増額率というものは同じではないのでございませう。そこで、この同じでない執行行為ごとの手数料のアップ率、増額率というのを見ます場合に、これを全体を算術平均したのでは正確に出ないのをごさいます。各執行の手数料ごとに、現実における執行行為の回数を加算いたしました、掛け算いたしました、そのトータルを見て計算する以外にはないのをごさいます。

そこで、この法案を組み上げます段取りにおきまして、昭和三十八年の推定の執行行為数というものを各種の執行行為ごとに算出したしまして、それを基礎にいたしまして、今回の増額した分を各執行行為ごとに掛け合わせてみますと、現行よりも総体として三割五分の増額率になる、こういうことをごさいます。

それから三割五分増額いたしました理由は、御承知のとおり、この手数料につきましては昭和三十八年に一度増額をいたしているわけでございませう。そのときの増額は、三十七年までの経済事情の変動というのを見て、そのときに手当をしておりますので、今回は、三十七年以降本年までの経済情勢の変動というものを考えて、こういうふうな増額率を定めたのでございませう。主として今回は、勤労者の実収入の増額が、これは推計でございませうが、大体四十年までに三六、七、七ぐらいになるのではなからうか、そういうような状況が見られましたので、ほぼそれに合わせるというふうな趣旨で三割五分ということをお頭に置いて手数料の増額率を算出した次第でございませう。

○上村委員 私がいま質問の増加率三割五分というの、いまの御答弁のような趣旨でお尋ねをしておるわけでございませう。特に不動産や不動産の引き渡しの執行の手数料を従来の四倍とした理由は、どういふわけか、この点をお尋ねいたします。

○鹽野政府委員 今回の手数料の増額率の中で一番率の高いのは、たゞいま御指摘の不動産、不動産の引き渡しの問題でございませう。ところが、この種類の強制執行につきましては、社会的あるいは経済的な情勢の変化に基づきまして、執行について非常に手数料がかかるというのが現実の姿でございませう。たとえてみますと、不動産の引き渡し等につきましては、最近の住宅事情等から、その執行について相当な困難、トラブルが起こることが多いのをごさいます。そういうふうな手数料の繁雑さというものが加味いたしましたわけがございませう。また、不動産につきましても、工場、機械とか、

あるいはまた自動車とか、関係者の利害に非常に影響するところの大きい不動産の引き渡し執行というふうなものもございませうので、やはりなかなかその執行には手数料がかかるというのが実情でございませう。従来からこの引き渡しについての手数料は少し低過ぎるんじゃないか、もう少し特段の配慮が必要だというふうにいわれておりましたので、今回の改定で、従来の基本手数料が二百五十円であったものを一律に千円というふうに引き上げた次第でございませう。

○上村委員 次に、現在の執行吏の手数料収入は大体どんなような概況になっておるか、お尋ねしておきます。

○菅野最高裁判所長官代理者 法務省から資料として差し上げておると思いますが、その資料の七に、昭和二年以降三十八年度までの収入の表を差し上げてございませう。これによりまして、三十八年度におきましては、一人平均が年間二百八十五千円幾らということになっておるのでございませうが、これは純収入でございませう。いわゆる手数料と立つかえ金収入、この全額を計上いたしましてさようなことになっておるのでございませうが、実際といたしましては、執行吏といたしまして、立てかえ金はもとより役場の維持費というふうな経費を差し引かなければなりませんので、実収入といたしましては、この約半額ぐらいが実収入であるという状況でございませう。

○上村委員 その実収入の場合、経費と差し引く執行吏代理の報酬はこの経費の中に入るのか、入らないのか、お尋ねいたします。

○菅野最高裁判所長官代理者 それは入っております。

○上村委員 そういう意味では私は先ほど質問をしておいたのです。だから先ほどの質問につきましても、私は十分なお答えになっていないと思うけれども、要は、いまの執行吏の手数料収入についての概況をお尋ねした。そうすると昭和三十八年度ですか、一人当たり年間二百八十八万円になる。しかし、その中には立てかえ金も含んでおる、手

数料に立てかえ金を含んだ総額だ、けれども経費は差し引いてない、経費を差し引くとこの半額だろう。この経費の中に重要な権限を持つところの執行吏代理の報酬までその中に含まれるとするならば、これは執行吏の処遇については相当考えなければならぬんじゃないか、そういう含みのもとに先ほど質問をしておいたわけですが、そういうところ、どうもポイントが合わないのか、御答弁がされておる。どうかその点をよく御検討されて、今後の執行制度について、あるいは執行吏の処遇について、十分なる実情の把握とともに御検討されることを希望しておきます。

それでは、現在の執行吏の人数につきましては、先ほどの御答弁で三百三十名くらいとおっしゃっておられますから、その年齢構成はどうなっておるか、それから毎年退職する者、新たに任命される者ほどの程度あるのか、補充はうまくいく見通しであるかどうか、その点につきましてお尋ねを賜りたいと思ひます。

○菅野最高裁判所長官代理者 まず年齢構成についてお答えいたします。

昭和四十年一月一日現在において、先ほど申しましたように執行吏の数は三百三十五名でありませうが、このうち百八十三名、約五五%でございませうが、六十歳をこえておる。五十歳から六十歳までの間の者が三三%、五十歳以下は四十一名で二%、かなり高齢な者が執行吏の職にあるということが申されようかと思ひます。

この任用状況から申しますと、昭和二年から十一年までは年間平均六百三名もおったのでございませうが、終戦後である昭和二十三年末には、これは御承知のように戦争中は執行というよりな事件も非常に少なかった関係もございませうが、百九十三名に減りました。その後逐次増加いたしました。昭和三十五年末には三百五十四名、しかしながら、三十六年以降若干の減少を示しまして、たゞいまは三百三十五名というふうなことになるのでございませう。執行吏の新任というものは毎年十名ずつ、退職は十五名前後というふうなこ

とで、逐年減つておるといのが現状でございます。

○上村委員 ここに執行制度の非常に大きな問題点を含んでおる。というのは、執行の件数はふえてくる。しかも事件の内容というものは複雑化して行く。執行は減少して行く傾向にある。しかも執行という問題がある意味におきましては非常にむずかしいとともに、場合によれば人にいやがられるというふうな職場であることもあり、こういう諸般の事情にあつて、なおかつ法の最終的な権利の実現という重要性を持つておる執行制度ということに相なりますと、これはよほど執行制度そのものについての根本施策というものを検討しなければならぬとともに、先ほど私が申し上げましたように、その処遇という問題につきましてはよほど考えなくてはならぬ、こういふふうに思うわけでありませぬ。今回の、いわば手数料あるいは書記料の増額、あるいは恩給の年額の増額というものでこと足れりとお思いになられるか、この点につきまして簡単に考えを承りたい。

○鹽野政府委員 たいだいま仰せのとおり、執行吏に対する処遇につきましては、その仕事が非常に重要なものでありますだけに慎重に配慮をいたさなければならぬと存じております。今回の手数料の増額は、執行吏の手数料が執行吏についての給与的な性格を持つておるといふ面に着目いたしました。一般の勤労者の収入の増額と見合つて三割五分上げる、こういう措置をいたしたわけでございます。執行吏の手数料制度全体を根本的に検討いたしますと、はたしてこういう手数料でいいものかどうかということには、なお根本的な問題が残つておるわけでございます。

執行吏の恩給につきましても同じでございます。執行吏の恩給は御承知のとおり一般の公務員の恩給とは違つた体系をなしております。だいたふその取り扱ひについて種々の相違があるわけでございます。この点につきましても、なお執行吏の処遇という面から根本的な検討を要するものが多々あると存するわけでございます。先ほど申し上げましたように、法制審議会を中心といたしまして執行吏制度につきまして根本的な検討を重ねておりますので、この案が次第に固まつてまいります際に、これらの問題もあわせて検討いたしたいと考えている次第でございます。

○上村委員 そういふ御認識のもとに今回の増額がなされておるといふことでございますれば、私もは了承する点が多いわけでございます。どうかいまのような認識のもとに一刻も早く十分なる御検討を賜りたい、こう思うわけでございます。次に、執行吏の年収が国庫補助基準額に達しない者は毎年どのくらいあるのか、お尋ねしておきます。

○鹽野政府委員 執行吏の現在員は先ほど申しましたとおり三百三十五名でございますが、その中で手数料収入が国庫補助基準額に達しないという者は、昭和三十八年度におきまして十三名、大体毎年十名前後という状況にあるようでございます。

○上村委員 その氏名とか場所ということはいかがかと思ひますので、いまの十名は一体都会地にあるのかいなかにあるのか、大体そういう意味におきましてお答えを賜りたい。

○鹽野政府委員 大体かなりへんびないなかが多いわけでございます。

○上村委員 執行吏が恩給年限に達しないで退職した場合、公務員のような退職一時金の制度があるのかどうか、お尋ねしておきたい。

○鹽野政府委員 退職一時金のような制度は執行吏にはございません。

○上村委員 現在執行吏のうちで恩給を受けておる者はどのくらいあるのか。

○鹽野政府委員 ちょっとお尋ねの趣旨が明確にわかりませんが……

○上村委員 私がいうのは、一般恩給を受けておられる方が執行吏に何名あるか、こういう趣旨でございます。

○鹽野政府委員 たいだいま本省のほうに資料がございませんで、最高裁判所のほうにも手元に資料がないのでございますから、追つて調査いたします。

○上村委員 資料の点でございますので、明確に質問をもう一回しておきます。裁判所書記官等から執行吏となり、退職した者についての普通恩給と執行吏恩給との関係はどうなるのか、そういうような質問の意味におきまして、一般恩給を受けておる者は一体どのくらいになるのか、こういう意味でございます。

そして、この恩給改定の関係におきまして、改定に伴う予算はどのくらいになるのか、お尋ねしておきます。

○鹽野政府委員 改定によります恩給の増額は、総計十四万円程度でございます。

○上村委員 予算措置は総額どのくらい計上されておるかという意味をお尋ねしておきます。

○鹽野政府委員 執行吏の恩給についての総額の予算は、たいだいま資料を持っておりませんが、今回の増額による分は十四万円程度でございます。

○上村委員 一人です。

○鹽野政府委員 全体でございます。

○上村委員 私は、大体これをもって私の質問を終わりたいと思ひますが、最後に少し御要望を申し上げておきたいと思ひます。

たいだいま要点に限りまして御質問を申し上げます。その私が質問を申し上げておる今回の態度というものは、いまのような質問を申し上げておる諸点につきまして非常に問題点があるのであつて、それは、執行吏の制度の基本的な改革を検討する時期にも立ち至つておるのではないかと、そうして当面処遇という問題につきましては、今回におきまして改定はされておりますけれども、はたは不十分ではなからうか、こういう点でございます。ですから、どうかできるだけ早い機会に執行制度につきまして基本的な御構想を発表されるように、ひとつ急いでいただきたい。なおかつ、今後執行吏の処遇の改善につきまして格段の御配慮を賜わるのが至当であらうという意味でございます。どうかその点につきまして熱心なる御討議を進めていただきたいということを希望いたします。

○加藤委員長 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。  
次回は公報をもつてお知らせすることといたし、本日はこれにて散会いたします。  
午前十一時五十六分散会

第一類第三号

法務委員会議録第七号

昭和四十年二月二十三日

昭和四十年二月二十七日印刷

昭和四十年三月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局